

食品衛生責任者の選任について

食品衛生責任者とは

食品衛生責任者とは、施設や HACCP に沿った衛生管理等の食品衛生上の管理運営を行う人のことです。

食品衛生責任者の要件

食品衛生責任者の要件として、調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格がある方、食品衛生責任者養成講習会を受講した方が該当します。その他については、最寄りの保健所へお問い合わせください。

食品衛生責任者の要件

都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会（食品衛生責任者養成講習会）を受講してください。静岡県では一般社団法人静岡県食品衛生協会が食品衛生責任者養成講習会を開催しております。詳しい日程等については、静岡県食品衛生協会のホームページをご覧ください。

静岡県食品衛生協会

検索



問合わせ先

名称	担当	電話番号	所管区域
賀茂保健所	衛生薬務課	0558-24-2054	下田市、東伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町
熱海保健所	衛生薬務課	0557-82-9116	熱海市、伊東市
東部保健所	衛生薬務課	055-920-2102	沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町、函南町
	修善寺支所	0558-72-2310	伊豆市
御殿場保健所	衛生薬務課	0550-82-1223	御殿場市、小山町
富士保健所	衛生薬務課	0545-65-2154	富士市、富士宮市
中部保健所	衛生薬務課	054-644-9283	焼津市、藤枝市、島田市、川根本町
	榛原分庁舎	0548-22-1151	牧之原市、吉田町
西部保健所	衛生薬務課	0538-37-2245	磐田市、袋井市、森町
	掛川支所	0537-22-3262	掛川市、菊川市、御前崎市
	浜名分庁舎	053-401-0155	湖西市

食品衛生法改正のお知らせ

食品衛生法改正に伴い営業許可制度の見直し等が行われ、
令和3年6月1日から施行されました。
この施行に伴い新たに手続きが必要になる場合があります。



生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」
©Shizuokaken

1 営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、業種が再編されました（裏面参照）。
営業実態に応じて、改正後の新たな業種の許可取得、届出の手続きが必要となります。



**新たに許可業種になる事業を改正前から営んでいる方（裏面㉑）は、
令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります。
許可を取得するためには、基準に適合した施設設備が必要です。**

2 届出制度の創設

原則、全ての食品等事業者には HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることに
伴い、保健所職員（食品衛生監視員）が対象事業者を把握できるよう、営業許可
の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、
管轄の保健所に届出をする必要があります。



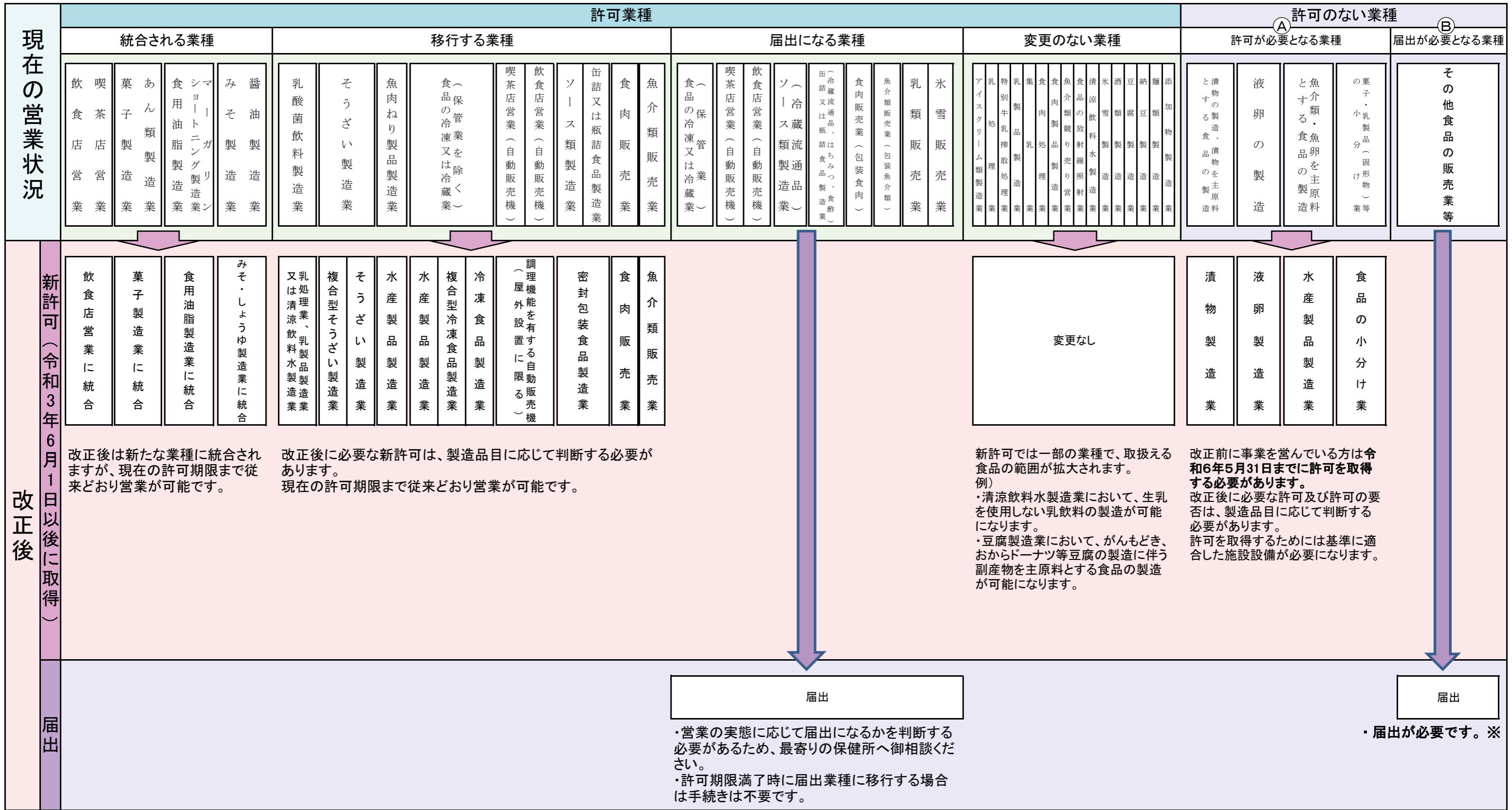
**食品の販売等を行っている事業者の方（裏面㉒）は、
届出が必要となります。**

3 食品衛生責任者の選任

全ての営業許可施設及び届出施設に食品衛生責任者を定める必要があります。



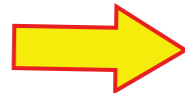
**食品衛生責任者の資格がない方は、
資格を取得する必要があります。**



現在許可を取得されている施設の方へ～手洗い設備の施設基準が変更になります！～

現行の施設基準：
取っ手に指が触れる構造

改正後の施設基準：
洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造



レバー式



センサー式

※ 以下の業種については、営業の届出は不要です。

- ① 食品又は添加物の輸入業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（冷凍・冷蔵倉庫業を除く）
- ③ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗等食品衛生上の危害発生の恐れのない包装食品の販売
- ④ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤ 器具容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供20食数程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調整等）についても、営業届出は不要です。